

東北地方防災エキスパート(港湾・空港)制度要綱

第1 目 的

この要綱は、東北地方における地震及び風水害等の大規模災害発生時に、港湾・空港施設等（ここでは主として国有財産を指す。以下これを「港湾・空港施設」という）の被災情報の迅速な収集等の支援活動をボランティアとして行う東北地方防災エキスパート（港湾・空港）（以下これを「防災エキスパート」という）について、その登録や活動等についての必要な事項を定めることによって、専門的知識を持ったボランティアの活動のより円滑な実施を図り、迅速かつ確かな災害対策を推進し、もって被災地域の早期の復旧等を図ることを目的とする。

第2 定 義

- (1) この要綱において、防災エキスパートとは、港湾・空港施設等の整備・管理等についての専門的ノウハウを持ち、大規模災害発生時に港湾・空港施設等の被災情報の迅速な収集等の支援活動を、自主的かつ無報酬で行う者として登録した者をいう。
- (2) この要綱において、大規模災害とは以下の場合をいう。
 - ① 東北地方整備局管内の重要港湾以上の所在地で気象庁が震度6弱以上を発表した場合。
 - ② 地震及び風水害等により大規模な災害が発生した場合。

第3 防災エキスパートの登録及び抹消

- (1) 防災エキスパートの要件を満足する者で、防災エキスパートに登録しようとする者は、別途定める「東北地方防災エキスパート(港湾・空港)登録規約」の内容を十分に理解し、所定の様式により防災エキスパート事務局に登録の申請をするものとする。

防災エキスパートの登録内容を変更し、または取り消そうとする場合も同様とするものとする。
- (2) 防災エキスパート事務局は、防災エキスパートから登録申請を受け、防災エキスパートの登録証を発行するものとする。
- (3) 防災エキスパート事務局は、防災エキスパートに登録した者について、防災エキスパートの要件に照らし活動が困難又は不相当と判断される事由が判明した場合には、速やかにその登録を抹消し、その旨を可能な限り本人に通知するものとする。

第4 防災エキスパートの要件

防災エキスパートは、以下の要件を満たす者でなければならない。

- ① 港湾・空港施設の施設整備、管理等に長年携わって、一定のノウハウを持ち東北地方整備局管内（旧第一港湾建設局及び旧第二港湾建設局を含む）で10年以上の職務経験があること。
- ② 心身ともに健康であり、自己の責任において、大規模災害発生時に自己の可能な範囲で無報酬で防災エキスパートとしての活動に参加できる見込みがある者であること。
- ③ 東北地方に在住し、緊急に活動できる見込みがある者であること。
- ④ 被災施設の早期の復旧等に誠意をもって努力し、関係する公共機関や一般のボランティア等と協調して活動できる者であること。

第5 防災エキスパートの業務

防災エキスパートは、大規模災害発生時に自己の責任において以下の業務を行うものとする。ただし、防災エキスパートは港湾・空港施設等の災害対策を補助的に支援するものであり、東北地方整備局が判断すべき事項等については東北地方整備局の責務において行うものとする。

- ① 予め登録した港湾（・空港整備）事務所の直轄港湾・空港施設などの被災状況を別途定める「防災エキスパート参集及び通報要領」に基づき情報収集し報告する。

② 「防災エキスパート参集及び通報要領」に基づき、自発的に、もしくは防災エキスパート事務局からの連絡により、あらかじめ定められた場所等に参集する。

参集した防災エキスパートは、防災エキスパート事務局の要請に基づき、被災箇所等の状況把握や、情報伝達を円滑に進めるための事務処理、その他の支援を行う。

第6 東北地方防災エキスパート（港湾・空港）事務局

(1) 東北地方防災エキスパート（港湾・空港）事務局長（以下これを「事務局長」という）は、港湾空港部長とし、東北地方防災エキスパート（港湾・空港）事務局（以下これを「事務局」という）は、港湾空港部に設置する本部と各港湾（・空港整備）事務所に設置する支部とで構成する。

(2) 事務局本部は、防災エキスパート制度の円滑な運営を図るため、以下の業務を行うものとする。

- ① 防災エキスパートの登録事務
- ② 防災エキスパート名簿の作成、保管
- ③ 防災エキスパートの研修、講習等の実施
- ④ 防災エキスパートの活動に当たって最低限必要となるヘルメット、腕章、防災ハンドブックを支給
- ⑤ その他、防災エキスパート制度の円滑な運営を図るために必要な事項で事務局支部に属さないもの。

(3) 事務局支部は、防災エキスパート制度の円滑な運営を図るため、以下の業務を行うものとする。

- ① 防災エキスパートの募集事務
- ② 登録内容の変更及び取り消しの受理、登録の削除及び事務局本部への報告
- ③ 防災エキスパートの訓練等の実施
- ④ 防災エキスパートへの出動要請
- ⑤ 防災エキスパートからの自発的出動の報告の受理
- ⑥ 防災エキスパートの活動記録の作成、保管
- ⑦ 防災エキスパートへの防災関係情報等の提供
- ⑧ 防災エキスパートの活動に当たって必要となる物資及び交通手段等の可能な範囲での提供、貸与。

⑨ その他、防災エキスパート制度の円滑な運営を図るために必要な事項

(4) 事務局本部は、東北地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課内に設けるものとする。

(5) 事務局支部は、各港湾（・空港整備）事務所毎に設置するものとする。

第7 出動要請

(1) 事務局支部は、あらかじめ防災エキスパートと連絡を取るため、防災エキスパートの地区に代表を正・副2名指名するものとする。

(2) 事務局支部は、自発的に参集した防災エキスパートに出動要請の内容を伝えるとともに、自宅等に待機している防災エキスパートのうち、出動要請の内容等から適切と考えられる者に防災エキスパートの地区代表を通じ出動要請をするものとする。地区代表に連絡が取れない場合は、地区副代表を通じ出動要請をするものとする。

(3) 自宅等において連絡を受けた防災エキスパートは、自己の状況等から参集できる場合は、可能な範囲内であらかじめ定められた場所等に参集する。

第8 活動の記録

防災エキスパート及び事務局は、防災エキスパートの活動の記録を作成するものとし、事務局支部はこれを整理・保管するものとする。

第9 その他

その他この要綱の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則
この要綱は、平成16年5月13日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年2月14日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年11月1日から施行する。